

審査基準・標準処理期間

所属名	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係
内線番号	73

No.	項目	内容
①	処分名	起業の認可
②	法令名	京都府漁業調整規則
③	法令番号	令和2年京都府規則第54号
④	根拠条項	第6条
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:水産事務所長)
⑥	法令の定め	第6条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。 第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第1号から第3号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 知事許可漁業の種類 (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地 (4) 漁具の種類、数及び規模 (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数 (6) その他参考となるべき事項
⑦	審査基準	1 次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。 (1) 京都府漁業調整規則(以下「規則」という)第11条第1項の規定により公示した「申請すべき期間」に申請されたものであること。 (2) 規則第9条各号のいずれにも該当しないこと。なお、規則第9条第1項第2号又は規則第10条第1項第1号については「京都府海域における知事許可漁業の許可等の取扱方針」(以下「取扱方針」という)第4の2又は第4の3の要件を満たすものとする。 2 規則第11条第1項の規定により公示した「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数または漁業者の数」を超える申請があつた場合には、1に加えて、取扱方針第4に定めた許可の基準及び規則第11条第6項の規定により許可または起業の認可をする者を定める。
⑧	経由機関名	無し
⑨	協議機関名	無し
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 30日
	経由機関	—
	協議機関	—
	当該処分機関	30日
⑫	問合せ	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係(電話:0772-22-4433)
⑬	備考	